

自治基本条例の枠組みの比較

おいらせ町	花巻市	日光市	札幌市	十和田市
【前文】 町の自然、現状 町の課題 まちづくりの理念と目的 目指すまちの姿	【前文】 市の特性 次世代への継承の必要性 まちづくりの目指す姿 条例制定のねらい	【前文】 市のイメージ 目指す市の姿 条例制定のねらい	【前文】 市の歴史 市民憲章の意義 まちづくりの理念、目指す姿 条例制定のねらい	【前文】
【第1章】総則 第1条 条例制定の目的 第2条 用語の定義 第3条 条例の位置づけ	【第1章】総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 条例の位置付け	【第1章】総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念	【第1章】総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 この条例の位置付け 第4条 基本理念 第5条 まちづくりの基本原則	【第1章】総則
【第2章】町民の権利 第4条 生活の関する権利 第5条 子どもの権利 第6条 個人情報 第7条 参加に関する権利	【第2章】市の目指す姿 第4条 市の目指す姿	【第2章】各主体の権利と責務 第4条 市民の権利 第5条 市民の責務 第6条 市議会の責務 第7条 市の責務	【第2章】市民 第6条 まちづくりに参加する権利 第7条 市政の情報を知る権利 第8条 市民の責務 第9条 事業者の責務	【第2章】市民
【第3章】町民の役割と責務 第8条 自立と自律 第9条 まちづくりへの参加 第10条 町民、行政及び議会との協働 第11条 互いの権利を守る責任 第12条 ふるさとと地球を守る責任	【第3章】まちづくりの基本原則 第5条 まちづくりの基本原則	【第3章】情報共有 第8条 情報の共有 第9章 説明・応答の責任 第10条 個人情報の保護	【第3章】議会及び議員 第10条 議会の役割及び責務 第11条 市民に開かれた議会 第12条 議員の役割及び責務	【第3章】議会及び議員
【第4章】行政の役割と責任 第13条 役割と責任 第14条 行政の執行 第15条 町民との関係 第16条 苦情・相談への対応 第17条 情報公開と説明責任 第18条 危機管理	【第4章】市民の権利及び責務 第6条 市民の権利 第7条 市民の責務 第8条 子どもの権利等	【第4章】まちづくりへの参加 第11条 市の役割 第12条 市民の役割	【第4章】市長及び職員 第13条 市長の役割及び責務 第14条 職員の責務 第15条 職員の育成	【第4章】市長及び職員

おいらせ町	花巻市	日光市	札幌市	十和田市
<p>【第5章】議会の役割と責任 第19条 議会の役割と責任 第20条 議会の運営 第21条 議員の責任</p>	<p>【第5章】市議会等の役割と責務 第9条 市議会等の役割と責務</p>	<p>【第5章】協働(パートナーシップ)体制の整備 第13条 協働のための環境整備 第14条 生涯学習によるまちづくり 第15条 人づくり</p>	<p>【第5章】行政運営の基本 第16条 行政運営の基本 第17条 総合計画等 第18条 財政運営 第19条 行政評価 第20条 公正で信頼の置ける行政運営の確保</p>	<p>【第5章】行政運営の基本</p>
<p>【第6章】まちづくりの基本原則 第22条 自己決定と連携 第23条 地域経営の原則 第24条 知る権利と情報共有 第25条 個人情報の尊重 第26条 参加の保証と協働 第27条 住民投票</p>	<p>【第6章】市長等の役割と責務 第10条 市長の役割と責務 第11条 市職員の役割と責務</p>	<p>【第6章】まちづくり団体 第16条 まちづくり団体の役割 第17条 自治会への参加及び支援 第18条 市民活動団体への参加及び支援</p>	<p>【第6章】基本原則によるまちづくりの推進 第21条 市政への市民参加の推進 第22条 住民投票 第23条 市民によるまちづくり活動の促進 第24条 青少年や子どものまちづくりへの参加 第25条 情報公開 第26条 情報提供 第27条 個人情報の保護 第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり 第29条 区におけるまちづくり</p>	<p>【第6章】情報の公開と共有</p>
<p>【第7章】まちづくりのしくみ 第28条 総合計画 第29条 財政運営 第30条 行政評価 第31条 情報公開・情報共有 第32条 審議会等における委員の公募 第33条 参加の保証 第34条 行政監視 第35条 開かれた議会 第36条 選挙における情報共有</p>	<p>【第7章】参画と協働 第12条 市政への参画 第13条 市民参画の方法 第14条 協働の推進 第15条 市民参画・協働推進委員会の設置</p>	<p>【第7章】住民投票 第19条 住民投票</p>	<p>【第7章】他の自治体等との連携・協力 第30条 他の自治体等との連携・協力</p>	<p>【第7章】私たちの目指す姿</p>

おいらせ町	花巻市	日光市	札幌市	十和田市
<p>【第8章】まちづくり組織 第37条 まちづくり組織 第38条 まちづくり組織とおいらせ町</p>	<p>【第8章】コミュニティ 第16条 地域コミュニティ活動 第17条 市民活動</p>	<p>【第8章】行政及び財政の運営 第20条 総合計画等 第21条 まちづくり評価 第22条 財政の仕組み</p>	<p>【第8章】市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し 第31条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価 第32条 この条例の見直し</p>	<p>【第8章】子どもの権利</p>
<p>【第9章】施行後の検証と見直し 第39条 運用状況の検証 第40条 条例の見直し</p>	<p>【第9章】市政運営の原則 第18条 総合計画 第19条 健全な財政運営 第20条 情報の公開 第21条 個人情報の保護 第22条 説明責任・応答責任 第23条 行政評価</p>	<p>【第9章】連携 第23条 地域間の連携 第24条 広域連携 第25条 国際的な連携</p>		<p>【第9章】住民投票</p>
<p>【第10章】補足 第41条 委任</p>	<p>【第10章】住民投票 第24条 住民投票 第25条 請求等</p>	<p>【第10章】条例の位置づけ 第26条 最高規範性 第27条 条例の検証及び見直し</p>		<p>【第10章】施行後の検証と見直し</p>
	<p>【第11章】その他 第26条 国及び他の自治体との連携 第27条 条例の見直し 第28条 委任</p>			